

教育委員会制度が 変わりました！

0824-731182

改正の
主な
ポイント

4月1日から、「地方教育行政の組織および運営に関する法律」の一部を改正する法律¹が施行されました。

この改正は、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長と教育委員会との連携強化、地方に対する国の関与の見直しなど、教育委員会制度の抜本的な改革を内容とするものです。

この改正に伴い、庄原市でも本年度から教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」を設置するとともに、市長が主宰する「総合教育会議」の設置や、教育に関する「大綱」の策定などに取り組みます。

なぜ変わったの？

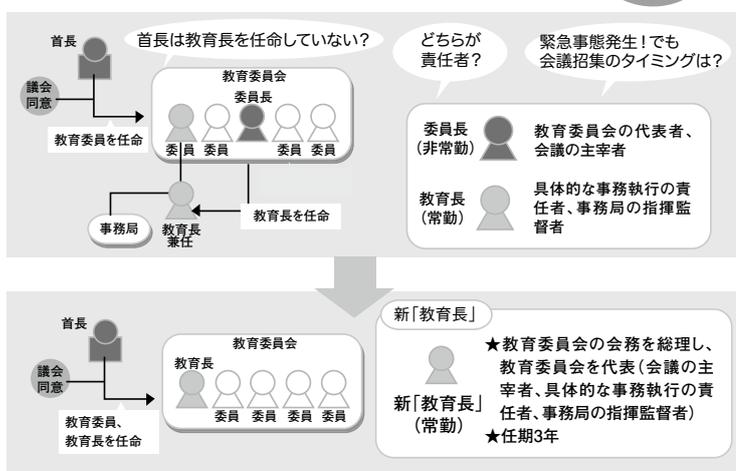
これまでの制度では、教育委員会の代表者として教育委員長、事務執行の責任者として教育長という構図が一般に分かりにくく、どちらが責任者かも分かりにくい状況でした。また教育委員会審議の形骸化や、教育現場での問題に対する対応の遅れが叫ばれるなか、制度改革へと舵が切られました。

ポイント①

教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」を設置

新教育長は教育委員会の会務を総理し、教育委員会の代表として、会議の主宰者、具体的な事務執行の責任者、事務局の指揮監督者となります。任期は3年です。

- 首長が直接教育長を任命するので、任命責任が明確化されます
- 教育行政の第一義的(最も重要)な責任者が教育長であることが明確になります
- 緊急時にも、常勤の教育長が教育委員会を招集するタイミングを判断できます



ポイント②

「総合教育会議」の設置

総合教育会議は首長と教育委員会（必要に応じて意見聴取者の出席を要請）で構成され、首長が招集して行われます。原則公開されます。協議・調整事項は次のとおりです。

- ①教育行政の大綱の策定に関する事
- ②教育の条件整備など重点的に講ずべき施策に関する事
- ③児童・生徒などの生命・身体の保護など、緊急の場合に講ずべき措置に関する事

総合教育会議



- 首長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、首長が公の場で教育政策について議論することができます
- 首長と教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致した考えで執行にあたる事が可能になります

ポイント③

教育に関する「大綱」を首長が策定

「大綱」とは、教育の目標や施策の根本的な方針を定めた計画で、総合教育会議で首長と教育委員会が協議・調整を尽くした後、首長が策定します。首長と教育委員会は策定した「大綱」のもとに、それぞれが所管する事務を執行します。

- 地方公共団体としての教育政策に関する方向性が明確化されます

- 大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針。教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して定める。
- 総合教育会議で、首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、首長が策定。
- 首長および教育委員会は、策定した大綱の下に、それぞれの所管する事務を執行。